

---

---

「令和5年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等  
事業（メタンハイドレートの研究開発）」の内、

「生産水処理に係る調査」

参加意思確認公告

(No. JMH-23-051)

令和5(2023)年 8月16日

日本メタンハイドレート調査株式会社

---

---

---

日本メタンハイドレート調査株式会社（以下、「JMH」という）は、経済産業省より委託された「令和5年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレートの研究開発等事業（メタンハイドレートの研究開発）」の一環として実施する「生産水処理に係る調査」について適切に遂行可能な外注先の選定を始めます。

本参加意思確認公告は、下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で行うものです。

## 記

### 1. 業務名称

生産水処理に係る調査（以下、「本業務」という）

### 2. 契約及び業務実施期間（予定）

契約締結日（令和5(2023)年9月）～令和6(2024)年2月29日

### 3. 業務内容

本業務は、ハイドレートインヒビターなど薬剤混じりの生産水の海域放出に係る調査業務である。

海洋油ガス田開発が先行する諸外国においては環境への影響等を評価した上で薬剤混じりの生産水についても海域放出が認められているものの、陸域から離れたEEZでの鉱物資源開発の事例が皆無である国内においては陸域など生活圏から離れた海域においても海域放出が認められない場合が想定される。

具体的には、下記項目の調査を実施する。

#### (1) 薬剤混じりの生産水の海域放出に係る規制調査

鉱山保安法では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下、海防法と称す)に規定される有害液体物質を海洋施設から排出することを禁止している。そのため、ハイドレートインヒビターが混入した生産水は別途処理を行う必要がある。ここでは、有害液体物質の多くが濃度の指定を伴わないことについて、関連条約であるマルポール条約での規制設定の背景も含めて情報収集し、海防法で規定されている物質の規制背景を整理する。

#### (2) 海域に排出する坑水又は廃水の許容限度に関する調査

海域に排出する坑水又は廃水は、水質汚濁防止法の排水基準（一律排水基準）に適合する必要がある。この一律排水基準において、許容限度の設定背景について調査する。なお、この一律排水基準において、一部の有害物質が海域以外と海域で異なる許容限度が設定されている理由とその背景についても調査に含める。

### (3) 個別薬剤の安全性評価方法の調査

ハイドレートインヒビターとして使用する薬剤の安全性を評価する方法について調査し、整理する。

具体的には、以下を含むものとする。

- ① 一律排水基準で設定された有害物質に係る許容限度の設定方法とその背景
- ② その他、個別化学物質（使用するハイドレートインヒビター）の排出規制に関する国内法規での許容限度の設定有無、及びその許容限度の設定方法とその背景
- ③ 個別化学物質を含有する水の海域放出を認めている諸外国での基準や国際条約での基準における許容限度の設定方法とその背景

### (4) 「新たな水準」を設定するために必要な手続き等の調査

「新たな水準」を設定するために必要となる手続き等を調査し、整理する。この調査には、「新たな水準」の設定に係る類似事例を調査し、その手続き内容や手続き期間などの情報収集を含める。

尚、上記業務内容については、JMHの裁量により、変更される場合がある。

## 4. 参加資格

- (1) 石油・天然ガス開発に関する環境問題の調査実績(自社作業や受託作業等を含む)を有すること。
- (2) 債務超過又はそれに類する状態（ただし、本業務の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く）にないこと。
- (3) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。
- (4) 現在、経済産業省、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構又は国立研究開発法人産業技術総合研究所から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格）の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。

尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

## 5. 提出書類・提出方法

上記4.の参加資格を満たし、本業務を実施することを希望する場合、以下の要領に従い書類を提出してください。

(1) 提出書類（E-mailでの送付も可）

- ① 参加意思確認書（書式は問いません。）
- ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
- ③ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ④ 『4. 参加資格(1)』に記載した調査実績を有することを示す資料

(2) 提出書類送付先

〒100-0005  
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F  
日本メタンハイドレート調査株式会社  
総務部資材グループ  
E-mail: [tender.admin@jmh.co.jp](mailto:tender.admin@jmh.co.jp)

(3) 提出期日

令和5(2023)年8月30日(水)15:00時までに郵送・宅急便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。

(4) 本公告に関する問い合わせ

令和5(2023)年8月23日(水)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mailにより問い合わせ願います。

6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を再委託するものとなります。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。
- (3) 本業務の上限金額は、8,000,000円（税抜）です。

以上